

議案第54号 工事委託に関する協定の締結について

都市建設部道路整備課

1 内容

東武東上線朝霞台駅構内における浜崎陸橋改修工事に当たり、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条」の予定価格1億5千万円以上の工事又は製造の請負に該当するために本議案を提出するものです。

2 工事概要

浜崎陸橋の改修工事

3 協定概要

協定の金額 271,157,000円(税抜)

協定の相手方 東武鉄道株式会社

取締役社長 都筑 豊

協定の方法 随意契約

協定の期間 協定締結日から令和7年3月31日まで

4 随意契約理由

当該橋梁は東武東上線を跨ぐ跨線橋であり、軌道上の工事については運転保安上等の理由により鉄道事業者での施工が必要となるため東武鉄道と協定を取り交わし、東武鉄道への委託工事とするものです。

随意契約の執行に関する基本方針(抜粋)

その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするときは随意契約ができる。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号)

(2) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に特に精通した者に施工される必要がある場合。

② 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事。

担当

都市建設部道路整備課道路施設係

電話463-0913